



幼稚園・保育所等を利用する 3～5歳児クラスの 子どもの利用費が無償化になりました



西条市のHP【幼児教育・保育の無償化】については

QRコードからご覧いただけます ▶▶



幼稚園・認定こども園・認可保育所等

- ◆満3歳児クラスから5歳児クラスのすべての子どもの利用料が無償化
- ◆0歳児クラスから2歳児クラスの子どもは、市民税非課税世帯が無償化

☑ 新制度未移行園については、月額 25,700 円まで無償となります。

☑ 無償化の期間は、4月1日時点で3歳になっている子が小学校に就学するまでの3年間です。
幼稚園・認定こども園(1号)については満3歳から無償化の対象となります。

☑ 給食費(おやつ等も含む)は、引き続き実費負担となります。

年収 360 万円未満相当世帯の子どもと第3子(※)の子どもについては、副食(おかず、おやつ等)の費用が免除されます。

※幼稚園・認定こども園(1号)は小学校3年生、認可保育所・認定こども園(2号)は就学前の児童から数えて第3子以降の子ども

幼稚園・認定こども園(1号)の預かり保育

- ◆保育の必要性がある、3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの利用料が、月額 11,300 円まで無償化

☑ 利用日数に応じて1日あたり450円、月額11,300円を上限に無償化

☑ 満3歳(3歳になった日から次の3月31日まで)の市民税非課税世帯は、月額16,300円まで無償化

認可外保育施設・一時保育事業・ファミリーサポートセンター事業・病児保育

- ◆保育の必要性がある、3歳児から5歳児までの子どもで保育所等(※)を利用していない場合、利用料が月額37,000円まで無償化

☑ 0歳児クラスから2歳児クラスまでの市民税非課税世帯の子どもは、月額42,000円まで利用料が無償化

※認可保育所等、一定基準(平日8時間かつ年間200日)以上の預かり保育を実施している幼稚園もしくは認定こども園、企業主導型保育事業

無償化の範囲について



○申請不要 ●申請必要

	認可保育所 認定こども園 (2号)	幼稚園 認定こども園(1号)		新制度未移行幼稚園		認可外 保育施設等
		教育時間	預かり保育	教育時間	預かり保育	
3歳～5歳児クラス	○	○	●	●	●	●
満3歳児(3歳になってから最初の3月31日までにあるこども)	×	○	×	○	×	×
市民税非課税世帯の 満3歳児(3歳になってから最初の3月31日までにあるこども)	×	○	●	●	●	×
市民税非課税世帯の 0～2歳児クラス	○	-	-	-	-	●
0～2歳児クラス	×	-	-	-	-	×

認定に必要な書類

① 子育てのための施設等利用給付認定申請書(園児につき1枚)

② 保育の必要性を証明する書類(保護者各1枚)

※保護者ごとの保育の必要な事由によって添付書類が異なります。

③ 委任状

※申請者以外の方(配偶者を含む)が提出する場合、委任状が必要です

保育の必要性について

保育の必要な事由		証明書類
1	就労・自営業 月64時間以上就労している場合	就労証明書・(自営業)添付書類 詳しくはHPをご確認ください
2	妊娠・出産 出産予定月の前後各2か月間	母子手帳のコピー
3	保護者の病気・障がい 保護者に病気・けが・心身の障がいがある場合	診断書・身体障害手帳のコピー
4	親族の介護・看護 保護者が同居人または親族の介護・看護を行う場合	診断書・身体障害手帳のコピー
5	災害復旧 火災・地震等により家屋に破損があり、その復旧を行う場合	罹災証明書
6	求職活動 求職活動のための3か月間	求職申立書 ハローワークの登録証コピー
7	起業活動 起業準備のための3か月間	申立書
8	就学 学校または職業訓練校に在学している場合	在学証明書・学生証または在学証明書のコピー・カリキュラム
9	育児休業 育休前から既に施設を利用して、継続利用が必要な場合	就労証明書 (育休期間欄に記載があるもの)
10	その他(虐待・DV) 児童虐待やDVの恐れがある場合	ご相談ください

【お問合せ】西条市役所 保育・幼稚園課 TEL: 0897-52-1337 (直通)